平成２４年（フ）第７０号
北海道伊達市南稀府町76番地７
破産者　数又　義雄
１　決定年月日　平成24年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第９４号
北海道室蘭市中島町１丁目19番１―301号、前住所北海道室蘭市八丁平２丁目30番17号
破産者　伊藤　伸一
１　決定年月日　平成24年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第２８０号
埼玉県大里郡寄居町大字寄居580番地６
破産者　飯野　　徹
１　決定年月日　平成24年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第９１９号
横浜市青葉区新石川３丁目７番地15　松葉荘105
破産者　鈴木　成弘
１　決定年月日　平成24年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０５９号
神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1131番地　藤ハイム103号
破産者　武井　洪範
１　決定年月日　平成24年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４８３号
住居所秘匿、連絡先横浜市中区相生町１丁目３番地モアグランド関内ビル４階　横浜あかり法律事務所
破産者　澁澤　直子（旧姓尾本）
１　決定年月日　平成24年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７７９号
横浜市鶴見区矢向３丁目19番３号
破産者　村上　二朗
１　決定年月日　平成24年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７８２号
横浜市青葉区荏田町292番地１　コモンズあざみ野Ｃ―202
破産者　堀口　麻衣
１　決定年月日　平成24年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１８０５号
神奈川県鎌倉市台４丁目１番５号　湘南富士見102
破産者　山本　孝博
１　決定年月日　平成24年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１５４号
富山市上滝516番地７、前住所福井県坂井市丸岡町北横地４番45号
破産者　畦地建築こと　畦地要一郎
１　決定年月日　平成24年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６号
福井県敦賀市中央町２丁目12―14　ガーデン・ハイムＡ棟101号室、住民票上の住所福井県敦賀市堂43号10番地の３　岡山町２丁目
破産者　松本　仁子
１　決定年月日　平成24年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第３０号
長野県東御市滋野736番地59、住民票上の住所長野県上田市御所356番地５
破産者　青島　良徳
１　決定年月日　平成24年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第３１６号
京都市右京区山ノ内苗町15番地
破産者　西原こと　韓　　淳司
１　決定年月日　平成24年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８４７号
京都市北区紫竹竹殿町10番地15　紫竹舘208
破産者　松井　和樹
１　決定年月日　平成24年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８７８号
京都市左京区高野西開町38番地の１　高野川ハイツ315号
破産者　三中西　剛
１　決定年月日　平成24年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４７号
熊本県玉名市岱明町浜田2916番地７
破産者　村上　君博
１　決定年月日　平成24年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第２０２９１号
東京都品川区大井３丁目17―14―205
破産者　樽　　重次
１　決定年月日　平成24年11月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３４８１号
鹿児島県鹿児島市田上３丁目３番10号
破産者　株式会社ペック
１　決定年月日　平成24年11月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第７８６８号
東京都江東区北砂７―４―13、住民票上の住所東京都江東区大島２丁目31―９―１Ｆ
破産者　玉城　正彦
１　決定年月日　平成24年11月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部